

別表1（第5条関係）

項目	対象となる主な経費
報償費	講師謝礼（団体等の構成員に対するものを除く）
賃金	事業実施のために雇ったスタッフ等の謝金
旅費	事業実施のための旅費及び交通費（市の旅費規程に基づく）
需用費	ポスター等の印刷製本費、消耗品費
委託料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した費用
役務費	運搬にかかる経費（郵便料等）、広告料、保険料等
使用料及び 賃借料	施設使用料（当該事業で使用する場合に限る。） 及び物品の借上料（レンタル等）
その他	事業実施のために市長が認めた費用